

景観影響評価制度（景観アセスメント）について

～よりよい地域景観を目指して～

兵庫県の「景観の形成等に関する条例」（以下、景観条例）に基づき、地域特有の自然環境や都市環境との調和が特に求められる下記の建築物等については、届出に先立って、景観影響評価手続が必要です。

特定建築物等

※右記①・②については、兵庫県の風営法施行条例第2条第4号に定める第4種地域内のものは除きます。

- | | | |
|-----------|---|--|
| ① 旅館・ホテル | ； | 延べ面積 500 ㎡以上又は客室数が 10 室以上 |
| ② ぱちんこ店 | ； | 延べ面積 200 ㎡以上又はぱちんこ台等が 100 台以上 |
| ③ 発電用風力設備 | ； | 高さ 31m 超（建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが 20m を超え、建築物等の高さとの合計が 31m 超） |
| ④ 観覧車 | ； | 高さ 31m 超（建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが 20m を超え、建築物等の高さとの合計が 31m 超） |

対象行為

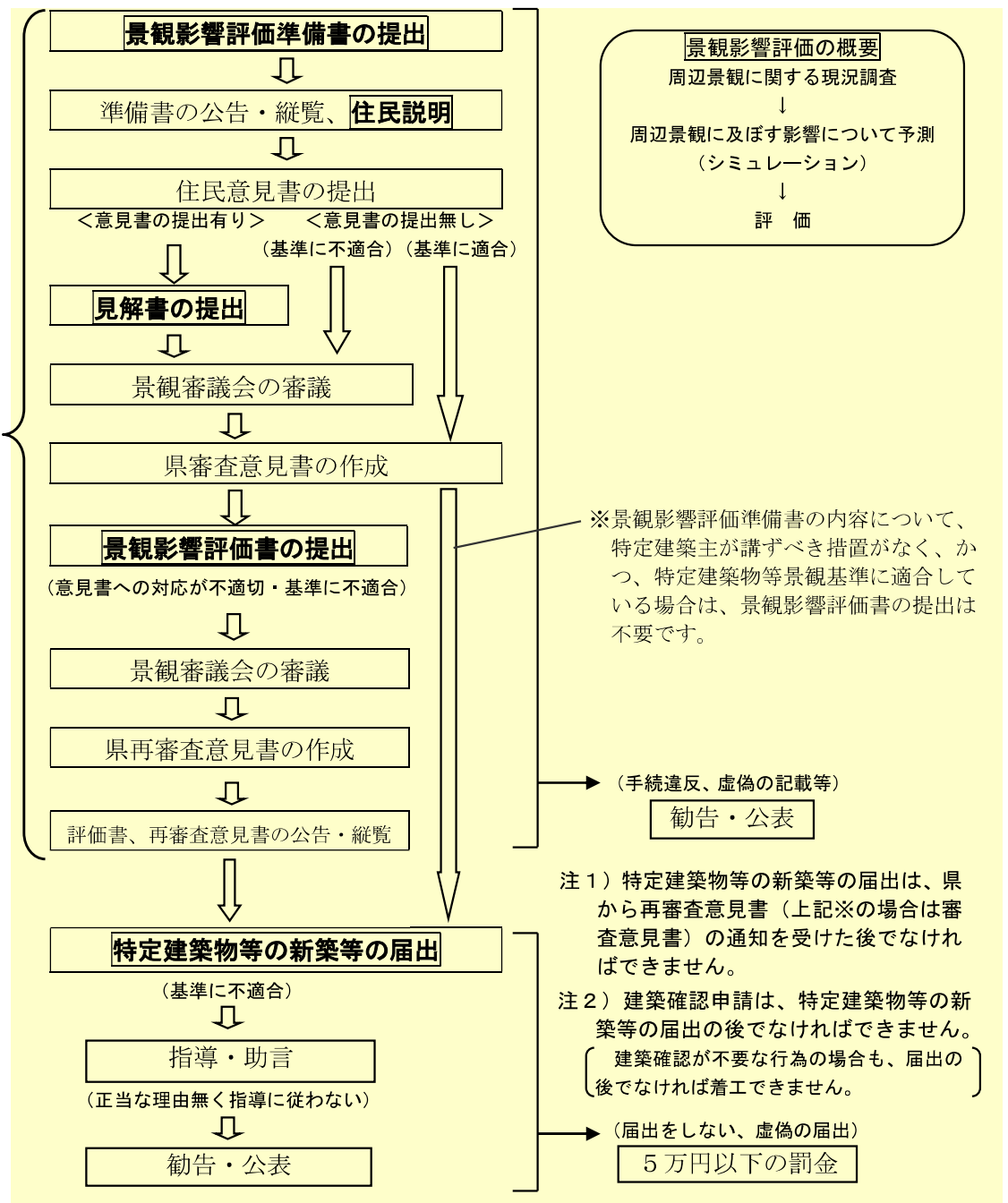
特定建築物等の新築、改築、増築又は移転
特定建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
特定建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更

※左記に該当する行為であっても、地域の景観に及ぼす影響が著しく小さいもの（道路等の公共の場所から展望できない行為、極小規模の増移築等）は、景観影響評価手続が不要です（届出は必要）。

手続き

太字が事業者の方が行うものです。

景観影響評価手続



問合せ先：

兵庫県まちづくり部
都市政策課景観まちづくり班
神戸市中央区下山手通 5-10-1
(県庁1号館11階)

TEL：078-362-3642

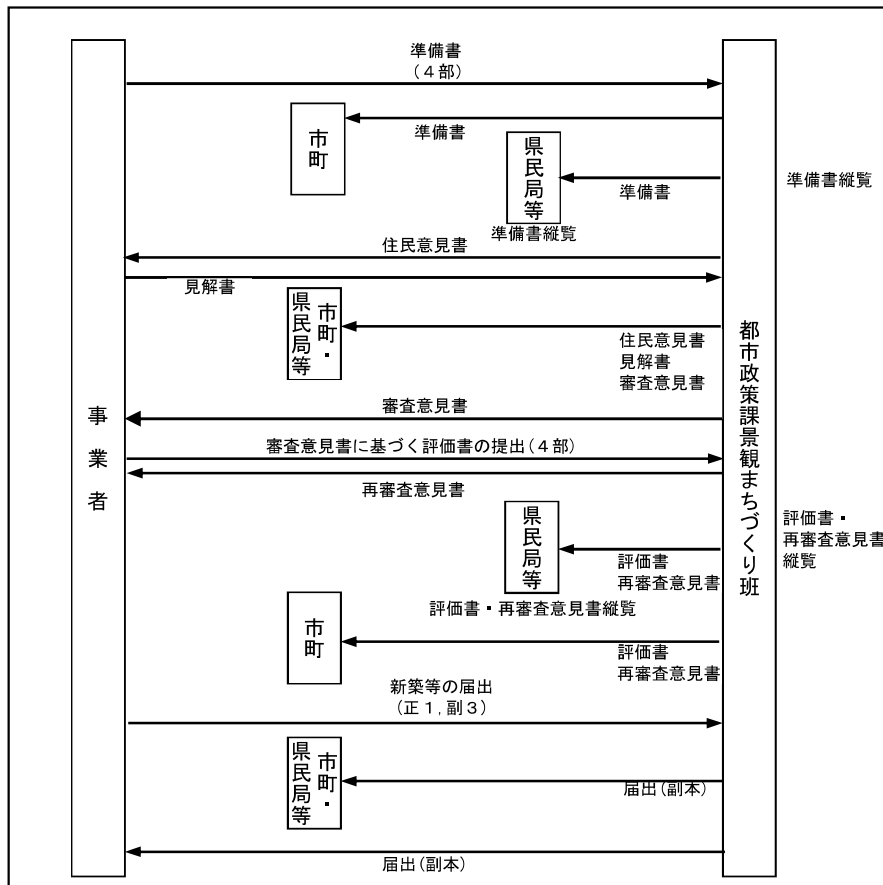
ホームページアドレス：

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000027.html

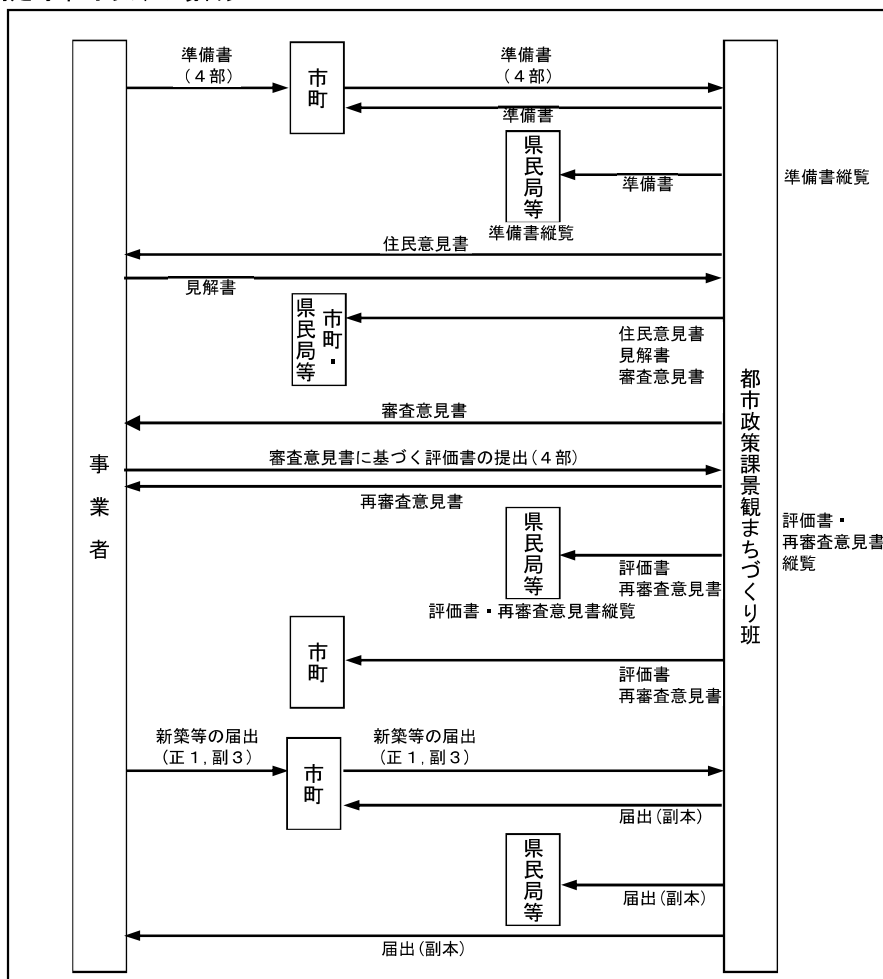
○景観影響評価の手続き

〔景観条例制定市町及び景観計画策定市町の場合〕

(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、三田市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、川西市、篠山市、養父市、朝来市：H31.4月時点)



〔上記の条例制定等市町以外の場合〕



※上記の2図において、4部とは正本1部、副本1部、副本の写し2部を指す